

■ 4条1項11号

不服 2023-016777

＜本願商標＞

Brissa

第7類 「電気式ワックス磨き機，電気掃除機，電気ミキサー，家庭用電気ジューサーミキサー，家庭用電気洗濯機，家庭用食器洗浄機」

第8類 「電気アイロン，電気かみそり及び電気バリカン」

第11類 「電気式オーブントースター・電気式炊飯器・電気鍋・電気ケトル等の家庭用電気式加熱調理器具，電気ストーブ・電気カーペット・加湿器等の家庭用電気式暖房装置，扇風機・サーキュレーター等の家庭用電気式送風機，その他の家庭用電熱用品類，電球類及び照明用器具」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標1：「ブリサ」（標準文字）

第11類「ろうそく用点火器，オーブン用ガス点火器，ガス点火器」

第34類「喫煙用具」

引用商標2：「B R I S A」（標準文字）

第11類「ろうそく用点火器，オーブン用ガス点火器，ガス点火器」

第34類「喫煙用具」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、・・・、「B r i s s a」の欧文字を、各欧文字の間隔を狭くして太字で横書きしてなるところ、当該欧文字は、一般の辞書等に載録された特定の意味合いを表

す語ではなく、特定の意味合いを表す語として一般に使用されているような特別な事情はないことから、これよりは、特定の観念は生じないものである。

そして、特定の語義を有しない文字からなる商標については、我が国において広く親しまれているローマ字風又は英語風の発音をもって称呼されるのが一般的といえるところ、本願商標は、その構成文字に相応して「ブリッサ」の称呼を生じるものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ブリッサ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

ア 引用商標 1 について

引用商標 1 は、・・・、「ブリサ」の片仮名を標準文字で表してなるものであるから、その構成文字に相応して「ブリサ」の称呼を生じ、「ブリサ」の片仮名は、一般の辞書等に載録された特定の意味合いを表す語ではなく、特定の意味合いを表す語として一般に使用されているような特別な事情はないことから、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標 2 について

引用商標 2 は、・・・、「BRISA」の欧文字を標準文字で表してなるところ、当該欧文字は、一般の辞書等に載録された特定の意味合いを表す語ではなく、特定の意味合いを表す語として一般に使用されているような特別な事情はないことから、これよりは、特定の観念は生じないものである。

そして、特定の語義を有しない文字からなる商標については、我が国において広く親しまれているローマ字風又は英語風の発音をもって称呼されるのが一般的といえるところ、本願商標は、その構成文字に相応して「ブリサ」の称呼を生じるものである。

そうすると、引用商標 2 は、その構成文字に相応して、「ブリサ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

ア 本願商標と引用商標 1 との類否について

本願商標と引用商標 1 とを比較すると、外観においては、両商標は、欧文字と片仮名の差異があるため、明確に区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「ブリッサ」の称呼と引用商標 1 から生じる「ブリサ」の称呼とは、2 音目に促音を伴うか否かの差異を有し、いずれも 3 音という短い音構成においては、当該促音の有無の差異が、両称呼全体に与える影響は大き

く、それぞれを一連に称呼しても、語調、語感が相違し、明瞭に聴別し得るものである。

そして、観念においては、本願商標と引用商標 1 とは、いずれも、特定の観念を生じないから、観念において比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標 1 とは、観念において比較できないとしても、外観において、明確に区別し得るものであり、また、称呼においても明瞭に聴別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、両商標は非類似の商標である。

イ 本願商標と引用商標 2 との類否について

本願商標と引用商標 2 とを比較すると、外観においては、両商標は、「B」「R(r)」「i (I)」「s (S)」「a (A)」のつづりを共通にするものの、5 文字目の「s」の有無の差異を有することに加え、本願商標は、語頭の「B」のみが大文字で各文字の間隔が狭く太字で書されている一方で、引用商標 2 は、すべて大文字で標準文字で書されているという差異も有することから、両商標は、外観において、明確に区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標から生じる「ブリッサ」の称呼と引用商標 2 から生じる「ブリサ」の称呼とは、2 音目に促音を伴うか否かの差異を有し、いずれも 3 音という短い音構成においては、当該促音の有無の差異が、両称呼全体に与える影響は大きく、それぞれを一連に称呼しても、語調、語感が相違し、明瞭に聴別し得るものである。

そして、観念においては、本願商標と引用商標 2 とは、いずれも、特定の観念を生じないから、観念において比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標 2 とは、観念において比較できないとしても、外観において、明確に区別し得るものであり、また、称呼においても明瞭に聴別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、両商標は非類似の商標である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似しない商標であるから、本願の指定商品と引用商標の指定商品について比較するまでもなく、商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**B r i s s a**」と引用商標1「**ブリサ**」及び引用商標2「**BRISA**」は、観念において比較できないとしても、外観において明確に区別し得るものであり、また、称呼においても明瞭に聴別し得るものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、両商標は非類似の商標である、と判断されました。

近年の商標類否判断の傾向に基づけば、本願商標から生じる「ブリッサ」の称呼と、引用各商標から生じる「ブリサ」の称呼が明瞭に聴別し得ると判断された点は、個人的には妥当であると考えます。ただ、引用商標1「ブリサ」はともかく、引用商標2「BRISA」については、外観上、本願商標「**B r i s s a**」とはかなり紛らわしいようにも思います。

すなわち、「ブリッサ」と「ブリサ」の称呼上の差異が、「**B r i s s a**」と「**BRISA**」の外観上の差異を凌駕していると本当に言えるものなのか、疑問です。指定商品の分野を考慮しても、需要者等はそれほど注意深く商標の外観を確認しないように思います。

ちなみに、インターネット検索をすると、我が国において「**BRISA (b r i s a)**」という表記で「ブリッサ」と読まれる例も数多く存在しています。「**BRISA (b r i s a)**」は、スペイン語で「そよ風」の意味があるそうで、「ブリッサ」とも読まれるようです。

この点を考慮すると、本願商標と引用商標2から生じる称呼が同一と認定される余地もあり、その場合には、両商標が類似すると判断されても全くおかしいことではないでしょう。

個人的には、総合的な観点から見て、本審決の結論には首肯し難いものがあります。引用各商標の商標権者からしてみても、普通は納得できないのではないのでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)
< 2024年11月11日 >